

## 生活保護と国民年金の不公平感を解消することを求める意見書

生活保護は生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものである。それに対して年金は、世代間扶養の制度であり、払ったものがもらえるということではなく世代を超えて支えていくという制度で、その理念やシステムも違うものである。しかし、この二つが老後の生活の選択肢になっている事実がある。

40年間、国民年金の保険料を払っていても年金支給額は月7万円にも満たず、賃貸に住んでいる人なら家賃でほぼ消えてしまう金額である。国民年金と厚生年金にも加入している場合でも月10～12万円程度で、貯金がなければ余裕のある生活はできない金額である。国民年金以外に民間の個人年金型保険に加入している人でも、大きな病気やケガをしてしまった場合は、生活は成り立たなくなる現状がある。

しかし、生活保護の受給額は単身世帯の場合で住宅扶助と生活扶助合わせて約13万円と、国民年金支給額を大幅に上回っている。その上、医療費無料やその他減免制度もあり、受給額以上に負担が減る現実がある。

国民年金を受給している方が生活保護を受給する場合は、生活保護から収入として国民年金が引かれるので、そこでも不公平感が生まれる。生活保護は、「最低限度の生活」を保障するものなので、他に収入があれば、その分差し引かれ、まじめに年金を納めてきた方からすると、不公平感が生じる要因の一つになっている。

この不公平感が老後の選択肢として「年金を払うよりも生活保護がお得」というような風潮があり、その不公平感がメディアでも取り上げられている現状がある。

年金未納者による生活保護が増えれば、地方自治体は生活保護費の負担が増え、その結果他の事業が削られる、増税せざるを得ないなどのことが予想される。

よって、町田市議会は、国に対し、この年金制度と生活保護制度の不公平感をなくし、将来そのことによる地方自治体の財政負担が増えないような制度の確立を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。